



栃木県

# 条例が制定された背景

私たちのふるさと「とちぎ」では、それぞれの地域において、商工業者をはじめそこに暮らす人々が、核となる市街地を中心に、固有の文化を育みながら、相互に協力し支え合う地域社会を形成してきました。

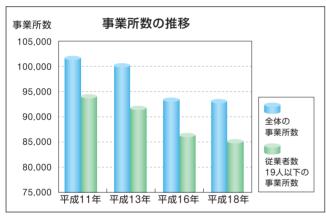
しかし、現在、急激な少子高齢化の進展や人口の減少、車社会化、大規模な集客施設の郊外への立地などにより、市街地のにぎわいとともに人々のふれあいや絆などが失われつつあり、地域における一体感を共有できるまちづくりが強く求められています。

県内の商店街の店舗数は、平成6年から 平成16年までの10年間で、12,887から 6,872と、数で6,015、率で約46.7%減少 しています。

また、空き店舗率は、4.1%から12.5% と、約3倍になっています。



商店街実態調査(栃木県)



事業所·企業統計調查(総務省)

また、県内の事業所数は、平成11年から平成18年までの7年間で、102,057から93,037と、数で9,020、率で約8.8%減少していますが、このうち、特に減少傾向にあるのは、小規模な事業者の事業所数です。

地域の伝統ある祭りや催事などの多くは、地元 の商工業者などが中心となって担ってきました。 これらを次の世代に伝えていくことが、今、まさに 必要となっています。

これからのまちづくりに大切なことは、中心市街地だけではなく、その周辺地域をも含めた新たなまちづくりの視点から、そこに暮らす人々が、互いに協力し、それぞれの役割を果たし、地域の新たな活力を創造していくことです。

とりわけ、地域において重要な役割を果たしている商工業者等が、真に豊かさを実感できる地域社会の実現に向け、 思いをひとつにして、「地域貢献活動」に取り組むことは、重要な意義を有すると考えます。

このため、本県では、第295回県議会定例会において、議員提案による「栃木県商工業者等の地域貢献活動によるまちづくりの推進に関する条例」を制定し、平成20年12月1日から施行しました。



### 商工業者等により、このような地域貢献活動が 行われています。

- 地域の活力 向上のために
- ・ホスピタリティ向上の推進
- ・地域で行われているまちづくりや各種行事への参加・協力
- ・景観形成や街並みづくりへの協力
- ・従業員がまちづくり活動に参加・協力する場合の配慮 など
- 地域産業の **2** 活性化のた めに
- ·地元産品のPR·利用拡大や地産地消の推進
- ・地元事業者との取引の推進
- ・地域ブランドづくりや観光振興への協力
- ・販売促進等のための共同事業の実施など
- 安全・安心な まちづくりの ために
- ・地域の防犯・防災活動への参加・協力
- ・女性、子ども等の駆け込みへの対応
- ・災害時における被災者支援等への協力
- ·自動体外式除細動器(AED)の設置 など
- 4 子どもたち のために
- ・青少年の非行防止への取組
- ・食育、福祉、国際理解、環境等に関する学習の場の提供
- ・職場体験学習の受入れ・協力 など
- あたたかく 健やかな地 域づくりの ために
- ・ユニバーサルデザインに配慮した店舗づくり
- ・育児、介護等への支援
- ・地域福祉活動への協力
- ・健康づくりや生活習慣病対策への協力 など
- 環境を守る ために
- ・省エネルギーの推進・新エネルギーの利用推進
- ・環境美化・緑化の推進
- ・エコドライブ・アイドリングストップの推進
- ・廃棄物の削減・リサイクルの推進 など
- 交通事故や大湯を防ぐために
- ・地域の交通安全活動への参加・協力
- ·交通安全対策の実施
- ・公共交通機関の利用促進 など
- 8 働く人のために
- ・安定的雇用の確保
- ・地元雇用の推進
- ・高齢者、障害者、母子家庭の母等の雇用の推進など
- 事業活動撤 ・ 退時の周辺 ・ 地域への配慮
- ・情報の早期開示
- ・従業員の再就職の支援
- ・取引先企業に対する対応
- ・後継店等の確保 など

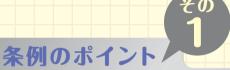
# 条例のポイント

### 条例の目的 (第1条)

商工業者等は、 地域の経済社会において 重要な役割を果たしています。

商工業者等による地域貢献活動を促進する ことにより、県民が誇りと愛着を持つことの できる豊かで住みよいまちづくりを推進する ことを目的とします。



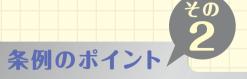


「商工業者等」とは?

「商工業者等」とは、「商業、工業、サービス業その他 これに類する事業を行う者」と「これらの事業のために 必要な施設を設置する者」をいいます。

例えば、「ショッピングセンター」では、センターの設置者やそこにテナントとして入居する小売業者も対象となります。

QUESTION





どのような活動を「地域貢献活動」というのですか?



「地域貢献活動」とは、「地域に貢献する自発的な活動であって豊かで住みよいまちづくりに資するもの」をいいます。

QUESTION

### 商工業者等の役割 (第3条)

商工業者等には、**3つ**の役割があります。

P

地域貢献活動に積極的に取り組むよう努める。

2

豊かで住みよいまちづくりの推進を図る活動を行っている商工団体等への加入等により、相互に協力するよう努める。

3

商工団体等が 行う豊かで住み よいまちづるる 動に対し、応分こ 動に対しなる あちない。 おうない。 より、める。



3

#### 条例のポイント



地域貢献活動とは、どのようなこと を行えばよいのですか?

このパンフレットでは、地域貢献活動の事例を紹介していますが、あくまでも一例であり、ほかにも、様々な取組が行われています。

豊かで住みよいまちづくりに向けて、地域貢献活動 に取り組んでみましょう。

QUESTION

40

#### 条例のポイント



商工団体等に加入 したり、まちづくり活 動に対し協力するの は、なぜですか?



豊かで住みよいまちづくりを推進していくためには、 地域において事業を行う商工業者等が、互いに協力し 地域に配慮した取組を行うことが必要です。

このため、商工業者等には、まちづくり活動を行っている商工団体等への加入やまちづくり活動に対する応分の寄与などによる協力が期待されています。

QUESTION

### 商工団体等の役割 (第4条)

商工団体等には、 **2つ**の役割があります。 第4条 2つの役割

0

商工業者等が取り 組む地域貢献活動に 対し必要な支援等を 行う。 2

豊かで住みよいまち づくりの推進を図る活 動に積極的に取り組む よう努める。



条例のポイント 5



どのような団体を 「商工団体等」という のですか?

QUESTION

\_\_\_\_\_

「商工会議所、商工会及び商店街振興組合」と「豊かで住みよいまちづくりの推進を図ることを目的として、 商工業者等により構成される団体であって代表者又は 管理人の定めのあるもの(例えば、商店会、観光協会等)」をいいます。

## 県の責務(第5条)

県は、商工業者等による地域貢献活動の促進を図るため、地域貢献活動に取り組む商工業者等に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行います。

## 県と市町村との協力(第6条)

県及び市町村は、それぞれが実施する地域貢献活動に取り組む商工業者等に対する支援が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力します。

#### 栃木県商工業者等の地域貢献活動による まちづくりの推進に関する条例

私たちのふるさととちぎでは、これまで、豊かな自然と悠久の歴史の中、それぞれの地域において、商工業者等をはじめ そこに暮らす人々が、核となる市街地を中心に伝統的な芸能等固有の文化を創造し、継承しながら、地域の人々が相互に協力し支え合う地域社会を形成してきた。

しかしながら、現在、急激な少子高齢化の進展や人口の減少、車社会化、大規模な集客施設の郊外への立地等により、市街地のにぎわいとともに地域社会における人々のふれあいや絆などが失われつつあり、地域における一体感を共有できるまちづくりが強く求められている。

私たちは、次の時代を見据えたとき、これまで核となってきた市街地のみならず、その周辺の地域をも含めた新たなまちづくりの視点から、そこに暮らす人々が、歴史や文化など地域の魅力を再認識するとともに、様々な活動を通して地域の絆を結び直し、互いに協力し、それぞれの役割を積極的に果たしながら、地域の新たな活力を主体的に創造していくことが、今、まさに必要となっていると考える。

とりわけ、これらの地域の経済社会において重要な役割を果たしている商工業者等が、にぎわいのある真に豊かさを実感できる地域社会の実現に向け、思いをひとつにして、地域に貢献する活動に自発的に取り組むことは、本県が今後とも活力ある発展を続けていく上で重要な意義を有すると確信する。

ここに、商工業者等による地域貢献活動を促進し、豊かで住みよいまちづくりを推進していくため、この条例を制定する。 (目的)

第1条 この条例は、商工業者等が地域の経済社会において果たしている役割の重要性にかんがみ、商工業者等による地域貢献活動を促進することにより、県民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住みよいまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「商工業者等」とは、次に掲げる者をいう。
  - (1) 商業、工業、サービス業その他これに類する事業を行う者
  - (2) 前号に掲げる者以外の者で同号の事業のために必要な施設を設置するもの
- 2 この条例において「地域貢献活動」とは、地域に貢献する自発的な活動であって豊かで住みよいまちづくりに資するものをいう。
- 3 この条例において「商工団体等」とは、次に掲げるものをいう。
  - (1) 商工会議所、商工会及び商店街振興組合
  - (2) 豊かで住みよいまちづくりの推進を図ることを目的として、商工業者等により構成される団体であって代表者又は管理人の定めのあるもの

(商工業者等の役割)

- 第3条 商工業者等は、地域の経済社会において果たしている役割の重要性を深く認識し、地域貢献活動に積極的に取り 組むよう努めるものとする。
- 2 商工業者等は、豊かで住みよいまちづくりの推進を図る活動を行っている商工団体等への加入等により、相互に協力するよう努めるものとする。
- 3 商工業者等は、商工団体等が行う豊かで住みよいまちづくりの推進を図る活動に対し、応分の寄与をすることにより、 協力するよう努めるものとする。

(商工団体等の役割)

第4条 商工団体等は、商工業者等が取り組む地域貢献活動に対し必要な支援等を行うとともに、豊かで住みよいまちづくりの推進を図る活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県の責務)

第5条 県は、商工業者等による地域貢献活動の促進を図るため、地域貢献活動に取り組む商工業者等に対して、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県と市町村との協力)

第6条 県及び市町村は、それぞれが実施する地域貢献活動に取り組む商工業者等に対する支援が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

附 則

この条例は、平成20年12月1日から施行する。

### わたしたちも、商工業者等の 地域貢献活動によるまちづくりの推進に向けて、頑張ります。

県議会の御努力により、全国に誇れる「まちづくり条例」が制定されました。本条例は私たち商工業者に"協働・協調・連携"を旨とした地域貢献活動を求めています。これまでにも私たち商工4団体は、県内経済の活性化と地域コミュニティづくりに努めてきましたが、これを契機に更に連携を深めて、地場の企業も、誘致企業も、大手企業も、小規模企業も、互いに力を合わせて豊かで住みよいまちづくりに努めてまいります。

栃木県商工会連合会 会長田中俊一 栃木県中小企業団体中央会会長菊池功 (社)栃木県商工会議所連合会会長黎郁夫 栃木県商店街振興組合連合会理事長入江操



山あげ祭 (那須烏山市)



環境美化への取組(市貝町商工会女性部)

大田原市では、県内で初めて、中心市街地活性化基本計画の総理大臣認定を受け、まちづくりに積極的に取り組んでいます。魅力あるまちづくりは、地域が一体となって取り組むことが重要であり、この条例の制定は、大変、意義のあることと考えております。商工業者の皆様による地域貢献活動への取組が大いに広がり、地域が活性化し、豊かで住みよいまちづくりにつながることを期待しております。

大田原市中心市街地活性化協議会 会 長 福原 勝美

この条例に関するお問い合わせは

栃木県産業労働観光部経営支援課 〒320-8501 栃木県産業労働観光部経営支援課 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-3175 FAX 028-623-3340 E-mail keiei@pref.tochigi.lg.jp

**尾100** 古板配合率100%再生板を使用してい